大阪大学旅費支給要領　第２章

■別表１（国内旅費）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区　　分</td><td colspan="3">教職員等</td><td rowspan="2">学生</td></tr>
<tr><td>役員・副学長・総長参与・指定職・部局長</td><td>教授・准教授・部長</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">鉄　　道　　賃</td><td colspan="4">運　　賃</td></tr>
<tr><td colspan="4">急 行 料 金</td></tr>
<tr><td colspan="4">座席指定料金</td></tr>
<tr><td>グリーン料金</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">特別急行料金は片道100ｋｍ以上、普通急行料金は片道50ｋｍ以上の場合にのみ支払い。</td></tr>
<tr><td colspan="2">航　　空　　賃</td><td colspan="4">普　通　席</td></tr>
<tr><td rowspan="3">船賃</td><td>３階級以上に運賃等級を区分する路線</td><td>最　　上　　級</td><td colspan="3">最上級の直近下位の級</td></tr>
<tr><td>２階級に運賃等級を区分する路線</td><td colspan="4">上　　級</td></tr>
<tr><td>運賃等級を設けない路線</td><td colspan="4">乗船に要する運賃</td></tr>
<tr><td colspan="2">バ　ス　運　賃</td><td colspan="4">乗車に要する運賃</td></tr>
<tr><td colspan="2">日　　当</td><td>3,000</td><td>2,500</td><td>2,400</td><td>1,700</td></tr>
<tr><td colspan="2">宿　　泊　　料</td><td>14,000</td><td>13,000</td><td>11,400</td><td>8,500</td></tr>
<tr><td colspan="2">近距離旅費の日当</td><td colspan="4">850</td></tr>
</table>

備　　考

（１）　吹田市、豊中市、箕面市、茨木市

（２）　総長に航空賃を支給する場合、運賃等級を区分する路線については、最上級の航空賃の額を支給できるものとする。

（３）　本学に関連する業務等で著名人等に旅行を依頼し航空賃を支給する場合で、運賃等級を区分する路線について予算責任者等が特に必要と認めるときは、最上級の航空賃の額を支給できるものとする。

■別表２（外国旅費）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区　　分</th><th colspan="3">教職員等</th><th rowspan="2">学生</th></tr>
<tr><th>役員・副学長・総長参与・指定職・部局長</th><th>教授・准教授・部長</th><th>その他</th></tr>
<tr><td rowspan="3">鉄道賃</td><td>３階級以上に運賃等級を区分する路線</td><td>最　上　級</td><td colspan="3">最上級の直近下位の級</td></tr>
<tr><td>２階級に運賃等級を区分する路線</td><td colspan="4">上　　級</td></tr>
<tr><td>運賃等級を設けない路線</td><td colspan="4">乗　車　に　要　す　る　運　賃</td></tr>
<tr><td rowspan="3">船賃</td><td>３階級以上に運賃等級を区分する路線</td><td>最　上　級</td><td colspan="3">最上級の直近下位の級</td></tr>
<tr><td>２階級に運賃等級を区分する路線</td><td colspan="4">上　　級</td></tr>
<tr><td>運賃等級を設けない路線</td><td colspan="4">乗　船　に　要　す　る　運　賃</td></tr>
<tr><td colspan="2">バ　ス　運　賃</td><td colspan="4">乗　車　に　要　す　る　運　賃</td></tr>
<tr><td rowspan="3">航空賃</td><td>３階級以上に運賃等級を区分する路線</td><td colspan="2">最上級の直近下位の級</td><td colspan="2">左の直近下位の級</td></tr>
<tr><td>２階級に運賃等級を区分する路線</td><td colspan="2">上　　級</td><td colspan="2">下　　級</td></tr>
<tr><td>運賃等級を設けない路線</td><td colspan="4">航空機の利用に要する運賃</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日当</td><td>欧米及び中近東地域</td><td>8,000</td><td>7,000</td><td>6,200</td><td>5,000</td></tr>
<tr><td>その他地域</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>4,300</td><td>3,500</td></tr>
<tr><td rowspan="2">宿泊料</td><td>欧米及び中近東地域</td><td>28,000</td><td>25,000</td><td>23,000</td><td>23,000</td></tr>
<tr><td>その他地域</td><td>17,000</td><td>15,000</td><td>15,000</td><td>15,000</td></tr>
</table>

備　　考

（１）日当及び宿泊料の区分における、欧米及び中近東地域とは、以下の地域をいう。
北米地域・・北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
欧州地域・・ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
中近東地域・・アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
都市　・・　シンガポール、モスクワ、アビジャン

（２）日当及び宿泊料の区分における、その他地域とは、（１）以外の地域をいう。

（３）１日において、日当又は宿泊料の額が異なる地域を旅行した場合には、その額の多い方の旅行先の区分に掲げる額とする。

（４）船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く）の場合における日当は、その他地域の金額とする。

（５）総長に航空賃を支給する場合、３階級以上に運賃等級を区分する路線については、最上級の航空賃の額を支給できるものとする。

（６）本学に関連する業務等で著名人等に旅行を依頼し航空賃を支給する場合で、３階級以上に運賃等級を区分する路線について予算責任者等が特に必要と認めるときは、最上級の航空賃の額を支給できるものとする。